

総務委員会資料

【一般事件案】

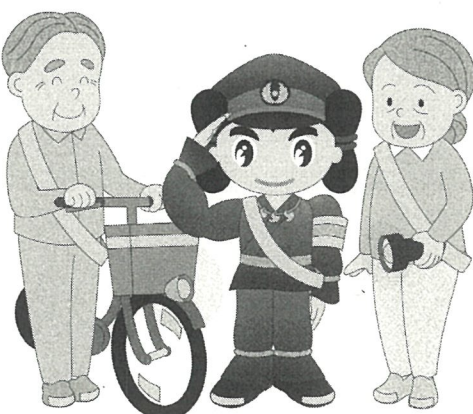
- 承認第11号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第5号） … 1頁
～令和2年度警察関係補正予算（7月28日専決処分）説明資料～

【予算案】

- 第95号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第7号） … 2頁
～令和2年度警察関係9月補正予算（第7号）説明資料～

【報告事項】

- 機動隊新庁舎の竣工について … 3頁
- 特定抗争指定暴力団の指定について … 4頁
上記チラシ … 5頁



令和2年度警察関係補正予算（7月28日専決処分）説明資料

歳出予算

(単位:千円)

課 名 款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
警 察 本 部	21,250,032	3,055	21,253,087				3,055
警察費	21,250,032	0	21,250,032				
警察管理費	19,426,201	0	19,426,201				
公安委員会費	9,912		9,912				
警察本部費	18,221,405		18,221,405				
装備費	21,224		21,224				
警察施設費	572,605		572,605				
運転免許費	601,055		601,055				
警察活動費	1,823,831	0	1,823,831				
警察活動費	1,823,831		1,823,831				
災害復旧費	0	3,055	3,055				
県有施設等災害復旧費	0	3,055	3,055				
県有施設等災害復旧費	0	3,055	3,055				警察施設災害復旧費 (江津警察署川越駐在所)

令和 2 年度警察関係 9 月補正予算（第 7 号）説明資料

歳出予算

（単位：千円）

課 名 款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
警 察 本 部	21,253,087	31,224	21,284,311	403			30,821
警察費	21,250,032	31,224	21,281,256				
警察管理費	19,426,201	26,304	19,452,505				
公安委員会費	9,912		9,912				
警察本部費	18,221,405	26,304	18,247,709			一般職給与費 （警察官1,521人、一般職員297人） 8,691 情報ネットワーク整備費 11,722 新型コロナウイルス感染症対策事業費 5,891	
装備費	21,224		21,224				
警察施設費	572,605		572,605				
運転免許費	601,055		601,055				
警察活動費	1,823,831	4,920	1,828,751				
警察活動費	1,823,831	4,920	1,828,751			新型コロナウイルス感染症対策事業費 806 暴力団対策事業費 4,114	
災害復旧費	3,055	0	3,055				
県有施設等災害復旧費	3,055	0	3,055				
県有施設等災害復旧費	3,055		3,055				

1 庁舎の概要

- (1) 所在地 ～ 松江市平成町1751-26
- (2) 土地 ～ 敷地面積 38,698㎡
- (3) 建物 ～ 延べ面積 4,142㎡

- 庁舎・車庫・道場棟 ○倉庫棟
- 潜水訓練槽・レスキュー訓練塔 ○給油施設

2 建設工事費

約15億1千4百万円（国費14億3百万円 県費1億1千1百万円）

3 竣工日

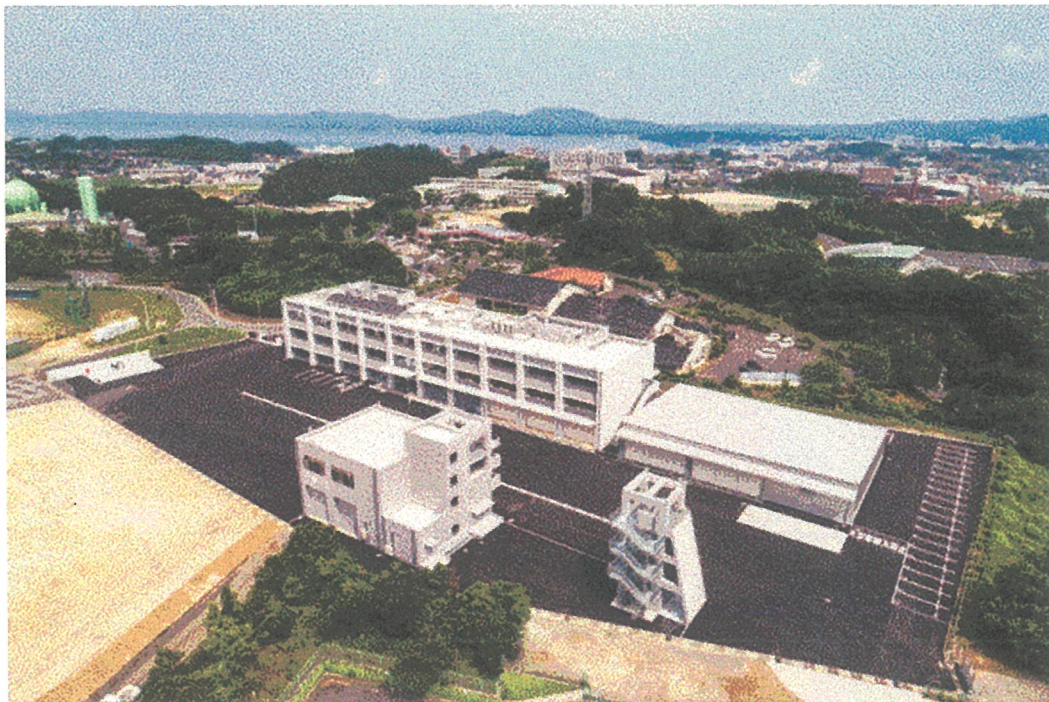
令和2年7月16日（木）

4 業務開始日

令和2年8月27日（木）

5 竣工式典（予定）

令和2年10月27日（火）

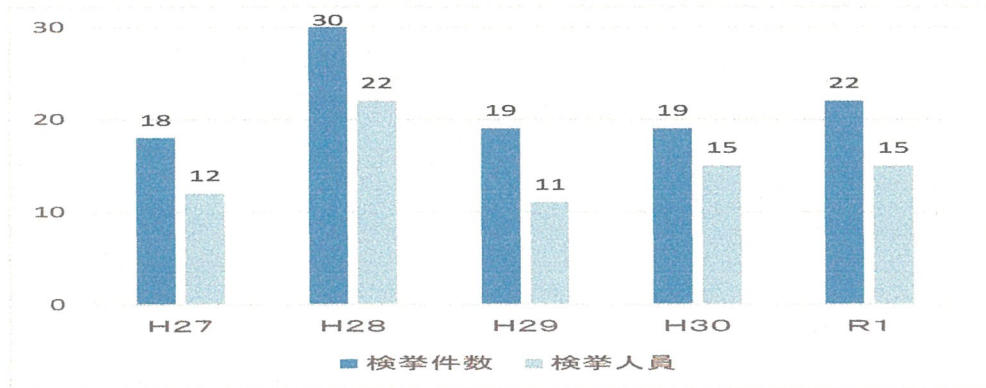


1 暴力団情勢（過去5年間）

全国の暴力団構成員等は、令和元年約28,200人で、平成27年の約46,900人から18,700人減少し、毎年減少傾向が続く。

県内の暴力団勢力は、現在、指定暴力団六代目山口組傘下3団体、約80人であり、5年間に団体数の変化はないが、平成27年の約100人から20人減少。

また、暴力団犯罪の過去5年間の検挙件数・人員の平均は、検挙件数が20件前後、検挙人員が15人前後で推移。



2 六代目山口組分裂と対立抗争

平成27年8月、神戸山口組が六代目山口組から離脱を表明後、各地で対立抗争事件が発生し、警察では、平成28年3月9日、六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部を設置して、暴力団壊滅に向けた各種対策を推進中。

3 特定抗争指定暴力団の指定

(1) 指定経緯

令和2年5月30日、岡山市内で拳銃使用殺人未遂事件が発生し、一連の対立抗争事件を勘案して、松江市を警戒区域とする必要が生じたため。

(2) 対象団体

- ア 指定暴力団 六代目山口組
- イ 指定暴力団 神戸山口組

(3) 規制開始日（有効期間）

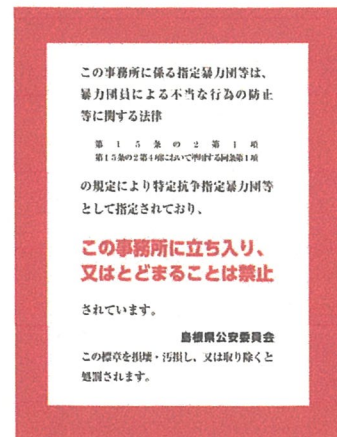
令和2年7月7日（3ヶ月間・10月6日まで）

(4) 規制内容（警戒区域内での禁止行為）

事務所新設、事務所付近のうろつき、多数集合、事務所への立ち入り又はとどまり

(5) 全国の指定状況（10府県）

- ア 岐阜、愛知、三重、兵庫、大阪、京都
（令和2年1月7日から）
- イ 岡山、愛媛、鳥取、島根
（令和2年7月7日から）



4 今後の対応

暴力団を一掃するため、暴力団対策の3本柱である、暴力団取締り、暴対法運用、県民と一体となった暴力団排除活動（暴排条例適用）を強力に推進。

特定抗争指定暴力団の指定について

令和2年5月30日、岡山市内で発生した指定暴力団六代目山口組及び神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる拳銃使用殺人未遂事件の発生を受け、島根県公安委員会は、本年7月7日から3か月間、両組織を特定抗争指定暴力団と指定し、松江市を警戒区域として指定することとしました。

警戒区域における禁止行為等

島根県の警戒区域 松江市

警戒区域内での禁止行為

- 事務所を新たに新設すること
- 対立組員に対するつきまといや住居又は事務所付近のうろつき
- 多数で集合する
- 対立組織の縄張りで威力を示す

警戒区域内の事務所への立入禁止

- 特定抗争指定暴力団員又は要求や依頼を受けた者は警戒区域内の事務所への「立ち入り」又は、「とどまって」はならない

暴力団が最も恐れるのは「暴力団の存在を絶対に許さない」という県民の揺るぎない意志と勇気です。暴力団に関する情報を知ったときは警察への情報提供をお願いします。

- 暴力団追放「三ない運動+1」
- 暴力団を利用しない
- 暴力団を恐れぬ
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団と交際しない



島根県警察本部